

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和元年 7 月 1 日

報告事項件名	頁
(1) アレフ（オウム真理教）対策について	1
(2) 防災行政無線（固定系）デジタル化の進捗状況について	16

(危機管理部)

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和元年7月1日

件名	アレフ（オウム真理教）対策について												
所管部課名	危機管理部危機管理課												
内容	<p>アレフ（オウム真理教）対策の直近の動向について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 アレフに対する報告書請求の経過</p> <table border="1" data-bbox="391 766 1378 1240"> <tr> <td data-bbox="391 766 788 873">平成30年12月19日</td> <td data-bbox="788 766 1378 873">報告請求書の送付 (報告期限：平成31年1月30日)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 873 788 945">平成31年 1月30日</td> <td data-bbox="788 873 1378 945">アレフから求釈明事項收受</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 945 788 1016">2月20日</td> <td data-bbox="788 945 1378 1016">求釈明事項に対する回答を送付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1016 788 1088">3月20日</td> <td data-bbox="788 1016 1378 1088">アレフから再求釈明事項收受</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1088 788 1160">4月10日</td> <td data-bbox="788 1088 1378 1160">再求釈明事項に対する回答を送付</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1160 788 1240">令和 元年 5月 8日</td> <td data-bbox="788 1160 1378 1240">アレフから再々求釈明事項收受</td> </tr> </table> <p>2 足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会の活動</p> <p>(1) 第20回抗議行動「デモ行進」の実施</p> <p>ア 日 時 平成31年3月17日（日）午前10時40分から</p> <p>イ 参加者数 190人</p> <p>ウ 行進経路 旧入谷南小学校から足立入谷小学校まで</p> <p>(2) 舎人公園 千本桜まつりへ出展</p> <p>ア 啓発パネルの展示・説明</p> <p>イ 募金活動</p> <p>(3) 総会の開催</p> <p>ア 日 時 平成31年4月23日（火）午後7時から</p> <p>イ 場 所 舎人地域学習センター学習室</p> <p>ウ 内 容 平成30年度事業報告及び平成31年度事業計画 公安調査庁講演</p> <p>エ 参加者 約80人（近隣町会自治会長、国・都・区オウム対策議員連盟等）</p>	平成30年12月19日	報告請求書の送付 (報告期限：平成31年1月30日)	平成31年 1月30日	アレフから求釈明事項收受	2月20日	求釈明事項に対する回答を送付	3月20日	アレフから再求釈明事項收受	4月10日	再求釈明事項に対する回答を送付	令和 元年 5月 8日	アレフから再々求釈明事項收受
	平成30年12月19日	報告請求書の送付 (報告期限：平成31年1月30日)											
平成31年 1月30日	アレフから求釈明事項收受												
2月20日	求釈明事項に対する回答を送付												
3月20日	アレフから再求釈明事項收受												
4月10日	再求釈明事項に対する回答を送付												
令和 元年 5月 8日	アレフから再々求釈明事項收受												

	<p>3 オウム真理教対策関係市区町連絡会総会について</p> <p>(1) 日 時 令和元年6月6日(木)午後2時から</p> <p>(2) 場 所 千住ミルディスI番館 シアター1010アトリエ</p> <p>(3) 内 容</p> <p>ア 役員改選</p> <p>イ 平成30年度活動報告及び歳入歳出決算</p> <p>ウ 令和元年度活動方針</p> <p>エ 令和元年度歳入歳出予算</p> <p>4 その他</p> <p>アレフ対応に係るこれまでの主な経緯(別添資料)</p>
<p>問 題 点 今後の方針</p>	<p>アレフへの報告請求は区顧問弁護士と協議し、適切に対応する。 今後も、情報収集に努めるとともに、住民協議会活動の支援を継続していく。</p>

● アレフ（足立入谷施設）対応にかかるこれまでの主な経緯

平成22年 3月29日	アレフの幹部が代表を務める「合同会社宝樹社」が入谷九丁目の土地及び建物を取得（所有権移転登記）
5月28日	足立区オウム真理教対策本部設置。地元町会、区議会へ情報提供
6月12日	住民総決起集会（700名参加）
6月30日	第1回住民協議会開催
7月25日	第2回住民総決起集会（600名参加）
9月2日	区及び住民協議会がアレフに対し、入谷九丁目への進出に抗議、撤退申し入れ
9月13日	都市ガス敷設のための道路占用許可申請受理
9月24日	都市ガス敷設のための道路占用許可申請に対し不許可処分
10月18日	高压電力線の引き込みについても付近住民の理解が得られず、工事できず
10月22日	「足立区反社会的団体の規制に関する条例」足立区議会定例会において全会一致で可決し、同日公布、施行 足立区議会が住民協議会からの「オウム真理教（アレフ）の入谷九丁目の施設に関する陳情」を採択 足立区議会が「オウム真理教主流派アレフの進出を阻止するための抜本的な法整備を求める意見書」を可決し、同日付で内閣総理大臣等へ送付
10月27日	宝樹社から区長に対し、道路占用許可不許可処分の異議申立て（棄却処分）
10月29日	午前10時から消防と区建築部門が立ち入り検査
11月1日	公安調査庁が立ち入り調査（全国33拠点一斉調査）
11月1日	「足立区反社会的団体の規制に関する条例施行規則」を公布、施行
11月28日	住民協議会主催のデモ行進（200人）第3回住民大集会開催（500人）
12月9日	改正条例を足立区議会定例会において全会一致で可決し、同日公布、施行

平成22年 12月16日	公安調査庁が立入検査を実施。信徒26人、説法CDなどを確認
12月28日	規制条例第5条に基づき定期報告を請求
平成23年 2月	アレフが住民票の異動を開始
3月 8日	過料処分通知書を送付
4月15日	道路占用不許可処分取消等請求事件の訴状が届く(都市ガス) (4月6日付)
5月16日	過料処分取消請求事件の訴状が届く(4月5日付)
6月 2日	足立入谷施設に44名の住民登録を確認
6月 7日	道路占用不許可処分取消等請求事件 東京地裁第1回口頭弁論
6月11日	住民協議会主催のデモ行進(200人)及び第4回住民大集会開催 (200人)
6月30日	過料処分取消請求事件 東京地裁第1回口頭弁論
7月	オウム真理教の観察処分の更新を求める署名活動開始
7月 7日	公安調査庁が足立入谷施設、新保木間施設及び保木間施設に対し立入検査を実施
7月26日	道路占用不許可処分取消等請求事件 東京地裁第2回口頭弁論
8月 1日	公安調査庁がアレフ・ひかりの輪に対し一斉立入検査を実施
9月13日	過料処分取消請求事件 東京地裁第2回口頭弁論
10月 5日	道路占用不許可処分取消等請求事件 東京地裁第3回口頭弁論
10月25日	足立区長、町会自治会連合会会長及び住民協議会会長が法務大臣、公安調査庁長官に「観察処分」の更新等を求める要請書及び25万筆超の署名を提出
11月 5日	住民協議会主催のデモ行進及び第5回住民集会開催
11月16日	道路占用不許可処分取消等請求事件 東京地裁第4回口頭弁論
11月22日	過料処分取消請求事件 東京地裁第3回口頭弁論
12月21日	道路占用不許可処分取消等請求事件 東京地裁第5回口頭弁論

平成24年 1月4日	23足総危発第1072号により、アレフ代表者あて条例に基づく報告書の提出を請求。報告期限は1月31日。
1月23日	公安審査委員会が観察処分の更新を決定すると発表。期間は2月1日から3年間。
1月30日	官報（号外第22号）で観察処分更新の決定が告示。
1月31日	アレフ広報担当が来庁。23足総危発第1072号の報告書提出請求についての回答書面を受理。内容は、報告書提出拒否。
2月2日	過料処分取消請求事件 東京地裁第4回口頭弁論
3月2日	公安調査庁が足立入谷施設、新保木間施設及び保木間施設に対し立入検査を実施
3月13日	道路占用不許可処分取消等請求事件 第一審勝訴 主文 1 原告の請求をいずれも棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。
3月26日	アレフ側（宝樹社）が道路占用不許可処分取消等請求事件の一審判決を不服として控訴
4月10日	過料処分取消請求事件 東京地裁第5回口頭弁論
5月19日	平成24年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会総会
6月3日	住民協議会主催のデモ行進及び第6回住民集会開催
6月6日	オウム真理教対策関係市町村連絡会総会で24年度会長区に就任
6月7日	過料処分取消請求事件 東京地裁第6回口頭弁論
7月14日	道路占用不許可処分取消等請求事件 東京高裁第1回口頭弁論
9月11日	過料処分取消請求事件 東京地裁第7回口頭弁論
10月11日	道路占用不許可処分取消等請求事件 第二審勝訴 主文 1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。
10月25日	アレフ関連会社が道路占用不許可処分取消等請求事件の二審判決を不服として上告

平成24年 10月26日	オウム真理教対策関係市町村連絡会役員会開催
10月27日	住民協議会主催のデモ行進及び第7回住民集会開催
12月6日	過料処分取消等請求事件 第一審(東京地裁)勝訴 主文 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は原告の負担とする。
12月20日	アレフが過料処分取消等請求事件の一審判決を不服として控訴
平成25年 1月25日	オウム真理教対策関係市町村連絡会(会長:足立区、加盟25自治体)がオウム真理教問題解決に向けた法整備などを求める要望書を法務大臣と公安調査庁長官に提出
4月11日	過料処分取消請求事件 東京高裁第1回口頭弁論
4月15日	国家賠償請求事件 東京地裁第1回口頭弁論
5月11日	平成25年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会総会開催
5月26日	住民協議会主催のデモ行進及び第8回住民集会開催
5月27日	国家賠償請求事件 東京地裁第2回口頭弁論
6月13日	過料処分取消請求事件 東京高裁第2回口頭弁論
7月3日	道路占用不許可処分取消等請求事件の上告棄却が決定 最高裁が上告を棄却し足立区勝訴の判決が確定 主文 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立訴人の負担とする。
8月1日	過料処分取消請求事件 東京高等裁判所結審(口頭弁論2回)
8月5日	国家賠償請求事件 東京地裁第3回口頭弁論
8月30日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件の訴状が届く (8月6日付)
10月7日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第1回口頭弁論

平成25年 10月7日	国家賠償請求事件 東京地裁第4回口頭弁論
10月23日	国会議員（15名）によるオウム真理教対策議員連盟発足
10月27日	住民協議会主催のデモ行進及び第9回住民集会開催
10月31日	過料処分取消請求事件 東京高等裁判所判決言い渡し 主文 1 原判決を取り消す。 2 足立区長が平成23年3月8日付けで控訴人に対してした金5万円の過料に処するとの処分を取り消す。 3 訴訟費用は、一、二審とも被控訴人の負担とする。
11月12日	足立区が過料処分取消請求事件の二審判決を不服として上告
12月2日	国家賠償請求事件 東京地裁第5回口頭弁論
12月11日	全会議員による足立区議会オウム真理教対策議員連盟発足
12月13日	足立・世田谷・杉並区選出の都議会議員（17名）による東京都議会オウム真理教対策議員連盟発足
12月27日	足立区が過料処分取消請求事件の二審判決を不服として上告した「上告理由書」を提出
平成26年 1月22日	オウム真理教対策関係市町村連絡会（会長：足立区、加盟25自治体）がオウム真理教問題解決に向けた法整備などを求める要望書を法務大臣と公安調査庁長官に提出
1月27日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第2回口頭弁論
2月24日	国家賠償請求事件 東京地裁第6回口頭弁論
3月1日	住民協議会主催の第10回デモ行進
4月28日	国家賠償請求事件 東京地裁第7回口頭弁論
5月9日	過料処分取消請求事件の上告棄却が決定 最高裁が上告を棄却し足立区逆転敗訴の判決が確定 主文 1 本件上告を棄却する。 2 本件を上告審として受理しない。 3 上告費用及び申し立て費用は上告人権申立人の負担とする。

平成26年 5月19日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第3回口頭弁論
5月24日	平成25年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会総会開催
6月4日	オウム真理教対策関係市町村連絡会総会
6月4日	国会議員によるオウム真理教対策議員連盟総会
6月22日	住民協議会主催の第10回住民集会開催(区役所庁舎ホール)
7月2日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第4回口頭弁論
7月7日	国家賠償請求事件 東京地方裁判所結審(口頭弁論8回)
7月7日	訴訟費用額確定処分申立事件(過料処分取消請求事件の控訴審、上告審に係る訴訟費用の支払い) 支払額 88,350円
8月1日	公安調査庁 オウム施設全国一斉調査実施
9月10日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第5回口頭弁論
10月27日	国家賠償請求事件東京地方裁判所判決言い渡し 主文 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。
11月10日	原告が国家賠償請求事件の一審判決を不服として控訴
11月14日	オウム真理教対策関係市町村連絡会(会長:足立区、加盟25自治体)がオウム真理教問題解決に向けた法整備などを求める要望書を法務大臣と公安調査庁長官に提出 同時に、「観察処分」の更新を求める署名活動に取り組んだ足立・世田谷区、金沢・湖南市の4住民協議会による合計45万筆超の署名を提出(足立区の住民協議会による署名数は、314,144筆)
11月17日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第6回口頭弁論
11月22日	住民協議会主催の第11回抗議行動(デモ行進と住民集会)
12月10日	改正後の「足立区反社会的団体の規制に関する条例」第5条に基づき、報告書の提出を請求(期限:平成27年1月30日)

平成26年 12月18日	足立区長、町会自治会連合会会長及び住民協議会会長が公安審査委員会委員長に「観察処分」の更新を求める要請書を提出（公安審査委員会事務局長に手渡す）
12月25日	オウム真理教対策関係市町村連絡会が公安審査委員会委員長に「観察処分」の更新を求める要請書を提出（公安審査委員会事務局に持ち込む）
平成27年 1月19日	条例に基づく報告書提出請求に対する、アレフからの平成27年1月18日付「求釈明書」を受理
1月23日	公安審査委員会が観察処分の更新を決定すると発表。期間は2月1日から3年間。
1月30日	官報（号外第23号）で観察処分更新の決定が告示。
2月4日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第7回口頭弁論
2月4日	国家賠償請求控訴事件 東京高裁第1回口頭弁論
2月10日	1月18日付「求釈明書」に対する回答書を送付（3月10日を期限として報告書を提出するよう付記）
2月24日	国家賠償請求控訴事件について、東京高裁が和解条項案を示す。主な内容は、区は控訴人に対して住民による公の施設の利用を拒む事態を招いたことを謝罪、和解により本件訴訟を終了させることに合意、双方は本件に関し何らの債権債務のないことを相互に確認、訴訟費用は第1、2審とも各自の負担というもの。
2月27日	国家賠償請求控訴事件について、東京高裁にて和解成立。
3月10日	1月18日付の「求釈明書」に対して、区が2月10日付で送付した「回答書」に対する、アレフの3月9日付「再求釈明書」を受理
3月14日	住民協議会主催の第12回抗議行動（デモ行進と住民集会）
3月18日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第8回口頭弁論
3月31日	3月9日付「再求釈明書」に対する回答書を3月31日に送付（4月20日を期限として報告書を提出するよう付記）

平成27年 4月17日	オウム真理教対策関係市町村連絡会役員会を開催(東京芸術センター) 議題 27年度総会に向けて
4月19日	3月9日付の「再求釈明書」に対して区が3月21日付で送付した「回答書」に対する、アレフの4月19日付「再々求釈明書」を受理
5月13日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第9回口頭弁論
5月15日	4月19日付「再々求釈明書」に対する回答書を5月15日に送付(6月5日を期限として報告書を提出するよう付記)
5月28日	公安調査庁 新保木間施設に立入調査を実施
6月 5日	4月19日付の「再々求釈明書」に対して区が5月15日付で送付した「回答書」に対する、アレフの6月4日付「再々々求釈明書」を受理
6月10日	オウム真理教対策関係市区町連絡会総会を開催(全国町村議員会館)、活動方針として、法改正に向けた国への要請行動、未加入自治体への働きかけを承認可決する。
6月23日	6月5日付「再々々求釈明書」に対する回答書を6月23日に送付(7月13日を期限として報告書を提出するよう付記)
7月15日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第10回口頭弁論
7月30日	7月12日付「再々々々求釈明書」に対する回答書、並びに報告書提出の催告書を7月30日に送付
9月 1日	反社会的団体の規制に関する条例に基づく報告の未提出に対し、過料処分の対象になることへの弁明機会の付与通知を送付
9月15日	アレフより弁明書を受理
10月 2日	過料処分の通知を送付
10月28日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第一審判決 主文 1 原告の請求を棄却消する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

平成27年 11月4日	過料納付に対する督促状を送付
11月10日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京地裁第一審判決を不服として、アレフ側が控訴
11月22日	住民協議会主催の第13回抗議行動（デモ行進と住民集会）
12月2日	アレフより過料処分に対する異義申立書を受理
平成28年 1月19日	オウム真理教対策関係市区町連絡会として、法務副大臣、公安調査庁長官に対し、オウム問題の抜本的な法整備を求める要請書を提出
2月16日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京高裁第1回口頭弁論
3月14日	「アレフからの過料処分に対する異義申立書」に対し、決定書を送付
3月20日	住民協議会主催の第14回抗議行動（デモ行進と住民集会）
5月10日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京高裁第2回口頭弁論
5月25日	平成28年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会総会開催 水上新会長が選出される。
6月1日	オウム真理教対策関係市区町連絡会総会を開催（全国町村議員会館）28年度も足立区が会長区となることが承認される。
7月14日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京高裁第二審判決 判決の概要：本件控訴をいずれも棄却する。
8月3日	一般廃棄物収集・運搬義務確認等請求事件 東京高裁第二審判決に対し、上告期限までにアレフ側が上告していないことを東京高裁に確認
9月28日	公安調査庁 足立入谷施設に立入調査を実施
10月18日	（第二次）過料処分取消請求事件の訴状が届く（9月13日付）
11月6日	住民協議会主催の第14回抗議行動（デモ行進と住民集会）
12月12日	（第二次）過料処分取消請求事件 東京地裁第1回口頭弁論

平成29年 1月27日	オウム真理教対策関係市区町連絡会として、法務副大臣、公安調査庁長官に対し、オウム問題の抜本的な法整備を求める要請書を提出
2月28日	公安調査庁 保木間施設に立入調査を実施
3月24日	(第二次) 過料処分取消請求事件 東京地裁第2回口頭弁論
3月25日	住民協議会主催の第15回抗議行動(デモ行進)
4月18日	公安調査庁 新保木間施設に立入調査を実施
5月13日	第6回オウム真理教観察処分更新署名要請活動開始
5月23日	平成29年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会総会開催
5月26日	(第二次) 過料処分取消請求事件 東京地裁第3回口頭弁論
6月 2日	オウム真理教対策関係市区町連絡会総会を開催(全国町村議員会館) 29年度も足立区が会長区となることが承認された。
6月20日	住民協議会主催の第16回「オウム真理教(アレフ)の解散・撤退に向けての住民集会」開催(ギャラクシティ西新井文化ホール)。参加人数350人、報道機関取材7社。
7月28～ 29日	住民協議会が烏山住民協議会とともに、アレフ施設のある札幌市白石区を訪問し、地元住民との交流を行う。
9月 8日	(第二次) 過料処分取消請求事件 東京地裁第4回口頭弁論
11月26日	住民協議会主催の第17回抗議行動(デモ行進・住民集会) 参加人数: デモ行進 200人・住民会議 170人
12月 7日	観察処分期間更新署名を公安調査庁に提出(10月27日より順次) 219,933筆(約22万筆)
12月13日	オウム真理教対策関係市区町連絡会として、法務大臣、公安調査庁長官、公安審査委員長への要請行動。 オウム問題の抜本的な法整備を求める要請書を提出
12月25日	(第二次) 過料処分取消請求事件 東京地裁判決言渡し 主文 1 原告の請求を棄却する。 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

平成30年 1月9日	(第二次) 過料処分取消請求事件 東京地裁第一審判決を不服として、アレフ側の控訴を確認 (控訴日 1月9日)
1月22日	公安審査委員会が、第6回目の観察処分の更新を決定すると発表。 期間は2月1日から3年間。
1月30日	官報(号外第19号)で観察処分更新の決定が告示。
2月1日	公安調査庁 保木間施設に立入調査を実施
2月28日	(第二次) 過料処分取消請求事件の控訴理由書が届く (2月28日付)
3月24日	住民協議会主催の第18回抗議行動(デモ行進) 参加人数: デモ行進 210人
4月26日	公安調査庁 足立入谷施設に立入調査を実施
5月16日	(第二次) 過料処分取消請求事件控訴審 東京高等裁判所結審(口頭弁論1回)
5月22日	平成30年度足立入谷地域オウム真理教(アレフ)対策住民協議会総 会開催。参加者約120人。
6月1日	オウム真理教対策関係市区町連絡会総会を開催(全国町村議員会 館)。30年度も足立区が会長区となることが承認された。
7月6日	オウム真理教関連事件、死刑囚13人のうち、松本智津夫含む7人 の死刑執行
7月6日	公安調査庁 保木間、足立入谷、新保木間を含む全国26箇所の施 設の立入検査を実施
7月6日～ 31日	死刑執行に伴い、青パトによる区内全域の24時間警戒を実施
7月7～ 12日	公安調査庁 全国4箇所の施設の立入検査を実施。6日からの実施 総数、15都道府県30施設
7月18日	(第二次) 過料処分取消請求事件 東京高裁判決言渡し 主文 1 本件請求を棄却する。 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

平成30年 7月26日	オウム真理教関連事件、死刑囚の残る6人の死刑を執行。
7月26日	公安調査庁 保木間、足立入谷、新保木間を含む7都道府県12箇所施設の立入検査を実施
8月2日	(第二次) 過料処分取消請求事件訴訟 アレフ、期限までに上告せず、高裁控訴審判決が確定
9月7日	(第二次) 過料処分取消請求事件訴訟 過料及び延滞金の納入通知書のアレフに送付
9月11日	(第二次) 過料処分取消請求事件訴訟 アレフから過料及び延滞金の納付を確認
9月13日	(第二次) 過料処分取消請求事件訴訟 高裁控訴審判決の確定に伴い、東京地方裁判所に申し立てていた「訴訟費用額確定処分」が決定
9月21日	(第二次) 過料処分取消請求事件訴訟 東京地方裁判所の決定に基づき、アレフに訴訟費用の納入通知書を送付
10月3日	(第二次) 過料処分取消請求事件訴訟 アレフから訴訟費用の納付を確認
11月10日	住民協議会主催の第19回抗議行動(デモ行進・住民集会) 参加人数: デモ行進 190人・住民集会 140人(入谷中学校)
12月6日	公安調査庁 保木間施設に立入調査を実施
12月19日	「足立区反社会的団体の規制に関する条例」第5条に基づき、報告書の提出を請求。(提出期限:平成31年1月30日)
12月25日	オウム真理教対策関係市区町連絡会として、法務大臣、公安調査庁長官への要請行動。 オウム問題の抜本的な法整備を求める要請書を提出
平成31年 1月30日	条例に基づく報告書提出請求に対する、アレフからの平成31年1月28日付「求釈明書」を收受
2月18日	1月28日付「求釈明書」に対する回答書を送付(3月20日を期限として報告書を提出するよう付記)

平成31年 2月27日	公安調査庁 足立入谷施設に立入調査を実施
3月17日	住民協議会主催の第20回抗議行動（デモ行進） 参加人数：デモ行進 190人
3月20日	条例に基づく報告書提出請求に対する、アレフからの平成31年3月20日付「再求釈明書」を収受
4月10日	3月20日付「再求釈明書」に対する回答書を送付（令和元年5月8日を期限として報告書を提出するよう付記）
4月23日	平成31年足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会総会開催
令和元年 5月 8日	条例に基づく報告書提出請求に対する、アレフからの令和元年5月8日付「再々求釈明書」を収受
6月 6日	オウム真理教対策関係市区町連絡会総会を開催（シアター1010）。令和元年度も足立区が会長区となることが承認された。

災害・オウム対策調査特別委員会報告資料

令和元年7月1日

件名	防災行政無線（固定系）デジタル化の進捗状況について																								
所管部課	危機管理部災害対策課																								
内容	<p>電波法施行規則改正に伴い実施している防災行政無線（固定系）デジタル化の進捗状況について、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 整備概要</p> <p>(1) 足立区防災行政無線デジタル化整備事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 平成29年度から令和2年度の4か年（今年度は3年目）</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 既存の機器についてアナログからデジタル機器へ更新（移設含む）</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 音達範囲拡大のため新設</p> <p style="margin-left: 40px;">※ 内訳は（2）のとおり</p> <p>(2) 年度別の整備数内訳 （単位：箇所）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">整備箇所</th> <th style="text-align: center;">更新</th> <th style="text-align: center;">新設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成29年度</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成30年度</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">44</td> <td style="text-align: center;">26</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和元年度</td> <td style="text-align: center;">70</td> <td style="text-align: center;">51</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和2年度</td> <td style="text-align: center;">53</td> <td style="text-align: center;">37</td> <td style="text-align: center;">16</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: center;">203</td> <td style="text-align: center;">135</td> <td style="text-align: center;">68</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 整備の効果</p> <p style="margin-left: 20px;">ア デジタル化：音の明瞭化</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 新設や新型スピーカーの一部導入：音達域の拡大</p> <p>2 今年度の整備予定箇所および音響到達地域について</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 令和元年度整備対象施設一覧（別紙1）</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 令和元年度末時点音達範囲図（別紙2）</p> <p>3 今年度のスケジュール（予定）</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 令和元年7月より順次工事開始</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 令和2年2月までに今年度分70箇所工事完了予定</p> <p style="margin-left: 40px;">※ 工事完了箇所から順次運用開始</p> <p>4 周知方法</p> <p style="margin-left: 20px;">工事及び運用時期に合わせて、該当地域全世帯にチラシを配布し周知</p>		整備箇所	更新	新設	平成29年度	10	3	7	平成30年度	70	44	26	令和元年度	70	51	19	令和2年度	53	37	16	合計	203	135	68
	整備箇所	更新	新設																						
平成29年度	10	3	7																						
平成30年度	70	44	26																						
令和元年度	70	51	19																						
令和2年度	53	37	16																						
合計	203	135	68																						
問題点・今後の方針	令和2年度の整備予定箇所について、今年度より調整を開始し、遅滞なく更新を実施する。																								

令和元年度整備対象施設一覧

【新設】

※ 五十音順

No.	施設名称【(○)は旧名称】	住所
新1	伊興北の根公園	伊興本町1-15
新2	入谷日の出公園	入谷1-3-1
新3	梅田図書館	梅田7-13
新4	興本区民事務所	本木東町17-10
新5	加賀児童遊園	加賀2-18
新6	加平第一公園	加平3-13
新7	北加平公園	北加平町16
新8	江北公園	鹿浜5-8
新9	古千谷さくら公園	古千谷本町2-11
新10	千住龍田町防災ひろば	千住龍田町9
新11	第六天公園	東和2-27
新12	都営保木間町アパート1号棟	保木間1-25-1
新13	舎人三号公園	入谷7-2
新14	舎人七号公園	入谷2-8
新15	舎人四号公園	入谷9-9
新16	一ツ家第一公園	一ツ家4-16
新17	堀之内北公園	堀之内1-21
新18	緑町会館	千住緑町2-26-17
新19	雪見公園	神明南2-17

【更新】

※ 五十音順

No.	施設名称【(○)は旧名称】	住所
更1	青井三丁目第三アパート3号棟	青井3-24-3
更2	青井三丁目第二アパート1号棟	青井3-29-1
更3	扇サンハイツ(9月以降)	扇2-13-1
更4	大橋公園	千住橋戸町31
更5	大室ビル	綾瀬4-9-24
更6	興本備蓄倉庫	興野1-1-10
更7	押部西公園	鹿浜6-33-1
更8	小台東公園	小台1-23-2
更9	亀田小学校	西新井栄町1-1-1
更10	北鹿浜小学校	鹿浜5-27-1
更11	栗原小学校	西新井栄町2-10-18
更12	下水道局梅田ポンプ所	梅田4-24-18

※裏面あり

No.	施設名称(○は旧名称)	住所
更13	公社西保木間住宅	西保木間4-12-3
更14	交通局千住営業所	梅田2-3-11
更15	弘道第一小学校	弘道1-20-8
更16	コスモ西新井クレステイジ	島根2-1-16
更17	鹿浜西小学校	鹿浜2-24-1
更18	下沼防災倉庫	南花畑4-9-13
更19	新田学園	新田3-34-2
更20	新田三丁目公園	新田3-10
更21	神明障害福祉施設	神明南2-6-8
更22	神明町保育園	神明2-10-4
更23	ストークマンション綾瀬	綾瀬2-28-11
更24	千住桜花苑	千住元町18-17
更25	総合スポーツセンター	東保木間2-27-1
更26	太成倉庫(株)本社	千住宮元町28-6
更27	田島ルーフィング横区道	小台1-14
更28	地域包括支援センター関原	関原2-10-10
更29	都営梅田三丁目アパート	梅田3-2-23
更30	都営城東職業能力開発センター足立校(蛭沼公園)	綾瀬5-6-1
更31	都営西保木間四丁目アパート16号棟	西保木間4-3-16
更32	都営谷在家アパート	谷在家3-22-12
更33	都市再生機構栗原団地	栗原2-11-20
更34	都市再生機構リバーサイド桜木	千住桜木2-17-1
更35	舎人公園	古千谷1-8
更36	西新井区民事務所	西新井1-4-17
更37	花畑公園	花畑4-40
更38	花畑小学校	南花畑3-22-1
更39	原公園	保木間5-24-35
更40	東綾瀬公園	綾瀬6-37
更41	東加平小学校(ケイヒン陸運(株))	加平1-12-12
更42	東栗原小学校	一ツ家3-20-1
更43	東湊江小学校	東和3-20-11
更44	東六月町グリーンベルト	保塚町11
更45	ピセラル(株)	鹿浜1-10-20
更46	保木間四丁目児童遊園	保木間4-6
更47	保健医療福祉協同組合会館	千住仲町14-4
更48	保塚地域学習センター(9月以降)	保塚町7-16
更49	学びピア	千住5-13-5
更50	谷中公園	谷中2-23-36
更51	六町あずま保育園	南花畑1-13-4

令和元年度末時点 音達範囲図 (新:新設、更:更新)

